

神奈川県GAPチェックシート項目一覧

確認日： 年 月 日

生産者名： _____

作目名： _____

平成29年12月作成

区分		番号	チェック項目	ガイドライン	品目	チェック	工程管理時期
事項							
I 農薬に関する事項	使用する農薬の選定	1	防除暦に従って、防除を行っている。		全作物		栽培中
		2	使用する農薬は、その都度容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って使用している。確認内容は、①使用できる農作物 ②使用量 ③希釈倍率 ④時期(収穫前日数) ⑤使用回数 ⑥有効期限 ⑤使用上の注意等。	○	全作物		栽培中
		3	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材は、使用していない。	○	全作物		栽培前
		4	講習会等に参加するなど農薬の知識や情報を習得し、安全使用に努めている。		全作物		栽培前・栽培中
	農薬使用記録	5	農薬を使用したときには、日時、農薬名、場所、対象作物、使用量又は希釈倍数等を記録している。	○	全作物		栽培中
	種苗に使用した農薬の記録	6	種苗に使用した(された)農薬について、対象作物、農薬名、使用量又は希釈倍数等を記録している。		全作物		栽培中
	農薬散布液の調製	7	農薬散布液は散布する面積に対し、必要な量を調製し、全量使い切っている。	○	全作物		栽培中
	散布器具の洗浄及び洗浄液の処理	8	農薬使用後は散布器具を洗浄している。	○	全作物		栽培中
		9	散布器具及び農薬容器を洗浄した水は、適正に処理している。		全作物		栽培中
	散布器具の点検整備	10	農薬散布機は年1回以上整備し、使用前点検は毎回行い、正確に散布できることを確認している。	○	全作物		栽培前・栽培中
	農薬の保管及び管理	11	農薬は、農薬専用の保管場所で鍵をかけて保管している。	○	全作物		全般
		12	毒物又は劇物に該当する農薬を保管する場所に「医薬用外」、毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示し、在庫を確認できるようにしている。		全作物		全般
		13	農薬を整理・整頓して保管し、農薬がこぼれたり、混ざったりしないように保管している。		全作物		全般
		14	農薬は容器を移し替えたりせず、購入時の容器で保管している。		全作物		全般
	農薬空容器の保管処分	15	農薬の空容器は適切に保管し、処分している。		全作物		全般
	有効期限切れ農薬等の処分	16	最終有効年月を過ぎた農薬や使用禁止となった農薬は、安全に保管され適切に処分している。		全作物		全般
	農薬ドリフト対策	17	自分のほ場を含む周辺ほ場からの農薬のドリフト(飛散)の危険性について把握している。		全作物		栽培中
		18	飛散低減ノズルへの交換や粒剤等の飛散しにくい農薬を使用し、強風時には散布を行っていない。		全作物		栽培中
		19	周辺の農作物栽培者に対し、事前に農薬使用の目的や散布日時、使う農薬の種類等について、情報提供している。	○	全作物		栽培中
		20	住宅地等に近接する農地で農薬を使用するときは、農薬が飛散しないようにしている。	○	全作物		栽培中
		21	住宅地等に近接する農地で農薬を使用する場合は、事前に周辺住民に周知している。		全作物		栽培中
		22	被覆を要する農薬(土壌くん蒸剤等)を使用するときは、揮散を防止するためポリエチレンフィルムで被覆し、周囲の安全に配慮する。	○	野菜果樹		栽培中
	農薬残留分析	23	農産物の残留農薬の検査を定期的に行い、残留基準値を超えてしまった場合の対策がある。		全作物		全般
	病害対策	24	麦類のDON・NIV汚染低減対策を実施している(抵抗性品種の選択、輪作などによる耕種的防除、適期薬剤防除、適期収穫、速やかな乾燥、効率的な分別や調整の実施)。	○	麦		栽培前・栽培中

区 分		番号	チェック項目	ガイド ライン	品目	チェック	工程管理 時期
事 項							
Ⅱ 肥料に関する事項(化学肥料、有機肥料、土壌改良資材を含む。)	適切な施肥	25	肥料は、施肥基準や土壌診断結果などを参考に、適切な施肥量にしている。	○	全作物		栽培前・栽培中
	施肥の記録	26	施肥について必要事項を記録し、肥料の使用状況を確認できるようにしている。	○	全作物		栽培前・栽培中
	肥料の保管・管理	27	肥料を整理・整頓して保管している。		全作物		全般
	堆肥及び培養液の使用	28	堆肥を使用する場合は、病原微生物の汚染を防止し、外来雑草種子等を殺滅するため、数日間高温で発酵するなど適切に堆肥化されたものを使用している。	○	全作物		栽培前
		29	養液栽培の場合は、培養液の汚染の防止に必要な対策を実施している。	○	野菜果樹		栽培前
Ⅲ 種苗に関する事項	遺伝子組換え作物栽培に関する法律	30	遺伝子組換え作物の栽培等を行うときは、関連する法律を確認し守っている。		全作物		栽培前
	種苗の品質確認	31	種苗の袋や生産履歴等を保管している。		全作物		栽培前
	新品種育成者の権利の保護	32	育成者の権利が保護されている品種を生産する場合は、許諾を得ている。	○	全作物		栽培前
Ⅳ 環境に関する事項	地下水等汚染防止対策	33	農薬や肥料、燃油などの保管・使用により、その成分が地下水や河川などの水を汚染しないよう、必要な対策を取っている。また、汚染が分かった場合には用途に見合った改善策を実施している。	○	野菜果樹		全般
		34	畦畔整備により水田から農薬流失を防止する対策を実施している。なお、降水量が多くなる恐れがある場合は、農薬の使用を中止する。	○	水稻		栽培前・栽培中
		35	止水は、農薬のラベルに記載されている注意事項等を遵守している。なお、止水期間は1週間程度とすることが望ましい。	○	水稻		栽培中
		36	水田代かき後の濁水流出の防止対策を実施している。	○	水稻		栽培中
	農薬散布を減らすため工夫	37	病害虫情報等を活用し、予防散布及び初期防除の徹底により、総散布回数を減らすよう努めている。	○	全作物		栽培中
		38	農薬と他の防除手段(べたがけ栽培、マルチ栽培など被覆技術、対抗植物の導入、除草用機械の利用等)を組み合わせた防除を行っている。	○	全作物		栽培前・栽培中
	耐性が生じない防除計画	39	ローテーション防除等により病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりを実施している。	○	全作物		栽培前・栽培中
	よい土づくりのための努力	40	土壌の特性を把握し、土壌に合わせた施肥管理を行っている。		全作物		栽培前・栽培中
		41	堆肥や緑肥等の有機物の施用などによる土づくりを行っている。	○	全作物		栽培前・栽培中
	廃棄物の処理	42	農業生産活動に伴う廃棄物は適正に処理し、不適切な焼却などは回避する。	○	全作物		全般
		43	廃棄物は、処理するまでの間、ほ場や施設を汚染しないような場所に保管している。	○	野菜果樹		全般
	廃棄物を減らす努力	44	廃棄物を減らす努力をしている。		全作物		全般
		45	作物残さ等の有機物のリサイクルを実施している。	○	全作物		全般
エネルギー及び資源の節約	46	ハウスの加温や穀類の乾燥等に必要な施設・機器等は、適正な規格のものを導入している。	○	全作物		全般	
	47	ハウスの加温や穀類の乾燥等の施設・機器等は必要ときに運転し、使用後は運転を停止している。	○	全作物		栽培中・収穫後	
	48	温室内の保温対策(被覆の隙間の点検、補修等)を実施している。		野菜果樹		栽培中	
野生生物の保護	49	鳥獣を引き寄せない取組等、有害鳥獣による農業被害防止対策を実施している。	○	全作物		栽培中	
	50	鳥獣の農業被害を防止する目的で鳥獣の捕獲等をするときには、市町村等の許可を受ける。		全作物		全般	
	51	オオマルハナバチを受粉等に使用する際は、ハチの逸出防止対策を行い、飼養等許可を得ている。	○	野菜果樹		栽培中	
燃料の保管	52	火気がなく部外者がみだりに立ち入らない場所で燃料を保管するなど、燃料は適正に保管している。	○	全作物		全般	
	53	燃料のそばで機械、工具は使用しない。	○	全作物		全般	

区 分		番号	チェック項目	ガイド ライン	品目	チェック	工程管理 時期
事 項							
V 土壌及 び水の安 全性	土壌の安全	54	過去の米穀や生産環境におけるカドミウムの情報を踏まえ、必要に応じて、出穂前後3週間の湛水処理等の低減対策を実施し、その効果を確認している。	○	水稻		栽培前・ 栽培中
		55	土壌の浸食を軽減する対策(被覆植物の栽培、植生帯の設置、等高線栽培、土壌の透水性改善等)を実施している。	○	全作物		栽培前
	栽培に使用する水 の安全	56	用水の水源(河川、地下水、ため池など)が何かを確認している。	○	野菜 果樹		全般
		57	養液栽培などの培養液に使用する水質検査を実施している。	○	野菜 果樹		全般
	農産物を最後に洗 う水の安全	58	農産物を最後に洗う水は衛生的で清潔な水を使用している。		野菜 果樹		収穫後
VI 衛生管 理及び異 物混入に 関する事 項	ほ場や施設の清 潔管理	59	ほ場やその周辺環境、廃棄物、資材からの病害虫の感染や農産物の汚染を防ぐため、適正な衛生管理を実施している。	○	全作物		栽培中
		60	ほ場及び隣接地の従前及び現在の用途を確認している。	○	全作物		栽培中
		61	ハウス等の施設は、ネットの設置や壊れた部分を修理等、適正な内部構造を確保することにより、入ってはいけないネズミや虫、鳥が施設に入らないようにしている。	○	野菜 果樹		栽培前・ 栽培中
		62	犬や猫などのペットは、食中毒を引き起こす微生物を持っている可能性があるため、ほ場や施設に入れない。	○	野菜 果樹		全般
		63	大雨時に汚水がほ場や施設内に流れ込むのを防ぐために、排水溝等を設け、速やかに排水するよう努めている。	○	野菜 果樹		栽培前・ 栽培中
	機械等の衛生管 理	64	トラクター等の農機具や収穫・調整・運搬に使用する器具類等は、衛生的な保管、取扱、洗浄を実施している。	○	野菜 果樹・茶		全般
	包装資材の衛生 管理	65	包装資材は、清潔な場所に置く、箱に入れる、シートをかぶせるなど、清潔を保っている。	○	野菜 果樹		全般
		66	包装容器の素材は、毒性がなく、生鮮野菜の安全性に悪影響を与えないものを選択している。	○	野菜 果樹		全般
	手洗い施設やトイレの確保	67	ほ場や施設から通える場所での手洗い施設やトイレの確保と衛生管理を実施している。	○	野菜 果樹・茶		全般
	収穫及び農産物 取扱い施設までの 輸送時の安全	68	収穫コンテナ等収穫物に触れるものが清潔であることを確認し、必要に応じて洗浄を行っている。		野菜 果樹・茶		収穫後
		69	農産物の貯蔵・輸送時は、適切な温度管理が実施されている。	○	野菜 果樹		収穫後
	農産物取扱いの 作業と施設におけ る農産物の取扱い	70	調整・出荷施設、貯蔵施設は、水捌けがよくて清掃がしやすい、適正な明るさの照明の設置など、衛生管理ができるよう適切な内部構造の確保している。	○	野菜 果樹・茶		全般
		71	衛生管理として作業後の整理、定期的な清掃や点検を行い、その結果を記録している。	○	野菜 果樹・茶		収穫後
		72	収穫・調整・選別時の汚染防止や異物混入を防止する対策が実施されている。	○	全作物		収穫後
		73	米穀の収穫後の管理施設は、清掃及び適切な補修により、清潔かつ適正な維持管理が実施されている。	○	水稻・麦		収穫後
		74	乾燥調整施設では高水分穀の長時間放置によるヤケ米の発生等品質事故を防ぐため、貯蔵可能な水分含有率まで速やかに乾燥を実施している。	○	水稻・麦		収穫後
		75	乾燥調整貯蔵施設では毎日定時に穀温を監視・記録し、穀温上昇の兆候が見られる場合は、直ちに貯蔵サイロ等ごとに全量ローテーションを実施している。	○	水稻・麦		収穫後
		76	貯留ビンや搬入設備等に残留した穀物の除去・清掃などを行っている。	○	水稻・麦		収穫後
		77	作業者は衛生的で清潔な作業着、帽子、履き物を着用している。	○	全作物		収穫後
		78	収穫物の物理的損傷を最小にする取扱いを実施している。		野菜 果樹		収穫後
		79	選別・調整等を行う作業者の健康状態を確認し、怪我や病気がある場合は作業を行っていない。		全作物		収穫後
		80	荒茶加工施設においては衛生的に水を使用し、食品製造に関係ない目的で使用する場合を除き、飲用適の水を使用している。	○	茶		収穫後
	かび毒対策	81	障果発生防止のための丁寧な収穫・出荷、選果段階における腐敗果の選別等の徹底等により、りんごにおけるかび毒(パツリン)汚染の低減対策を実施している。	○	果樹		収穫・ 収穫後

区 分		番号	チェック項目	ガイド ライン	品目	チェック	工程管理 時期
事 項							
Ⅶ 作業者の安全に関する事項	機械等の安全の確保	82	機械導入時に型式検査合格証票又は安全鑑定証票の有無、安全装備の状態や取扱説明書の有無を確認している。	○	全作物		全般
		83	機械等の取扱説明書を熟読し、保管している。	○	全作物		全般
		84	機械、装置、器具等は、安全装備等の確認を行い、使用前点検、使用後の整備等適切に管理している。未整備機械は使用していない。	○	全作物		全般
		85	機械等において、指定された定期交換部品の交換を行っている。	○	全作物		全般
		86	安全に出入りができ、機械等の点検・整備を行いうる格納庫を整備している。	○	全作物		全般
		87	保管時における機械等の昇降部の下降、鍵の管理をしっかりと行っている。	○	全作物		全般
		88	機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業には、従事者を適切に配置している。	○	全作物		全般
		89	施設の適正な管理・運営及び施設の管理者とオペレータとの責任分担を明確化している。	○	水稲 麦		全般
		90	ボイラーの設置・使用に必要な届け出、取扱作業主任者の設置を行っている。	○	茶		全般
		91	資材や道具配置等は、清潔で整然としてわかりやすく、取扱いしやすい状態となっている。		全作物		全般
	機械等の安全な操作	92	機械等の詰まりや巻き付き物を除去する際、必ずエンジンを停止し、昇降部落下防止装置により固定している。	○	全作物		栽培前・ 栽培中
		93	乗用型トラクターを使用する際は、シートベルトやパランスウエイの装着、移動時には左右ブレーキの連結を行っている。	○	全作物		栽培前・ 栽培中
		94	歩行用トラクター使用時の後進発進時のエンジン回転数の減速、旋回方向への障害物確認を行っている。	○	全作物		栽培前・ 栽培中
		95	刈払機使用時は、部外者を立入禁止としている。	○	全作物		栽培前・ 栽培中
安全な作業環境の整備	96	農作業事故につながる恐れのある作業環境は、改善を実施している。	○	全作物		全般	
	97	危険箇所や手順等で配慮すべき事項を把握し、作業員全員に周知している。	○	全作物		全般	
	98	作業場近くに救急箱が完備され、事故発生時の緊急連絡先の一覧がある。		全作物		全般	
	99	安全に作業を行うため、専用の作業衣、保護具を着用し、適正に保管している。	○	全作物		全般	
	100	農作業に従事する者が、定期的に農作業安全に関する研修・講習会へ参加している。		全作物		全般	
	101	未熟な農業者に対し、熟練者による指導を行っている。	○	全作物		全般	
	102	1日当たりの作業時間の設定と休憩時間の設定を行っている。	○	全作物		全般	
保険の加入	103	農作業に従事する者は、定期的に健康診断を受け、体調不良の場合は作業を行っていない。	○	全作物		全般	
	104	事故後の農生産の維持・継続に向け、保険に加入している。	○	全作物		全般	

区 分		番号	チェック項目	ガイド ライン	品目	チェック	工程管理 時期
事 項							
Ⅷ 情報の記録及び保管に関する事項	情報の記録及び保管に関する事項	105	ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存している。	○	全作物		全般
		106	生産資材（農薬、種苗、肥料、燃料、機械、圃場等）に係る購入伝票は保存（概ね3年間）、管理簿を作成し、必要に応じて明示できる。	○	全作物		全般
		107	栽培履歴を記帳している。		全作物		栽培中
		108	出荷記録（伝票）を作成・保存（1～3年間）し、必要に応じて明示できる。記録の項目は、①品名、②出荷先の名称及び所在地、③出荷年月日、④出荷量、⑤微生物や残留農薬等の検査を実施した場合の記録	○	麦・野菜 果樹・茶		収穫後
		109	出荷記録（伝票）を作成・保存（3年間）し、必要に応じて明示できる。記録の項目は、①名称、②産地、③数量、④年月日、⑤相手方の氏名又は名称、⑥搬入又は搬出した場所、⑦用途限定米穀についてはその用途、⑧保管状況や残留農薬品位に関する検査結果、⑨出荷又は販売先の所在地	○	水稻		収穫後
		110	出荷記録以外の記録については、取引先からの情報提供の求めに対応するため、必要な期間保管を行っている。	○	全作物		全般
		111	資材の殺菌・消毒、保守管理簿等を保存している。	○	野菜		栽培中
		112	ボイラーの定期自主検査の記録の保存（3年間）を行っている。	○	茶		栽培中
Ⅷ より良い農業のための事項	技術・ノウハウの保護・活用	113	農業者自ら開発した技術・ノウハウ（知的財産）を保護・活用している。	○	全作物		全般
		GAPの自己評価	114	栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、点検項目を策定している。	○	全作物	
	115		点検項目を確認し、農作業を行い、取組を記録し、保存している。	○	全作物		全般
	116		点検項目等と記録の内容を基に自主点検を行っている。	○	全作物		全般
	117		点検の結果、改善すべき項目を把握し、改善している。	○	全作物		全般
	118		自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検等の客観的に点検する仕組みを活用している。	○	全作物		全般
	特定の米穀についての保管・処理	119	用途限定米穀、食用不適米穀を、区分管理、票せんによる用途の掲示を行い、適切に保管している。	○	水稻		収穫後
		120	用途限定米穀、食用不適米穀は、販売・譲渡した時の転用防止対策や廃棄又は食用に供しない物資への加工などを実施し、適切に販売・処分している。	○	水稻		収穫後
	クレーム対応	121	事故及び苦情対応マニュアル等がある。また、対応した場合は記録簿がある。		全作物		全般
	人権保護 （労働者がいない場合は該当しない）	122	労働者の氏名、生年月日、性別、住所、雇入れの年月日が記載されている名簿を整備し、個人情報守秘義務を遵守して管理している。		全作物		全般
		123	労働者に対して、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、労働者の意思に反した労働を強制していない。		全作物		全般
		124	雇用や昇進・昇級の決定は、対象となる業務を遂行する能力の有無やレベルだけを判断材料とし、人種、民族、国籍、宗教、性別によって判断していない。		全作物		全般
農場経営管理	125	経営者、農場、商品管理、農産物取扱い施設、肥料管理、農薬管理、労働安全、労働管理の責任者を確認できる組織図がある。		全作物		全般	
	126	年1回以上、各責任者は自分の担当している範囲について、農場内の該当する作業員すべてに、GAPに基づく農場のルールの教育訓練を実施している。		全作物		全般	
	127	法令に基づく公的な資格の保有または講習修了が必要な作業を行っている作業員は、必要な講習の受講や試験に合格していることを証明できる。		全作物		全般	